提出書類一覧（更新）

収集運搬業

提 出 書 類		備　　考
1	一般廃棄物処理業許可申請書（規則様式第５号）	
2	欠格要件に関する申立書（要綱様式第１号）	個人は代表者、法人は全役員
3	役員名簿（要綱様式第６号）	法人のみ
4	車両一覧表（要綱様式第７号）	
5	車両写真（要綱様式第８号）	
6	契約先及び収集量等一覧表（要綱様式第９号）	
7	車庫位置及び周辺地図（要綱様式第１１号）	
8	自動車検査証の写し	電子車検証の写しを提出する場合は、自動車検査証記録事項の写しも添付
9	印鑑登録証明書	
10	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法人のみ
11	本市及び住所地の市税の滞納のないことを証する証明	
12	登記されていないことの証明	個人は代表者、法人は全役員
13	一般財団法人日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物実務管理者講習」の修了証の写し	申請日から起算して、２年以内に受講したものに限る。
手数料２，１００円		

積替場所を使用する場合

14	積替場所に関する写真（要綱様式第１４号）	

様式第５号（第１０条関係）

一般廃棄物処理業許可申請書

年　　月　　日

宇部市長　様

住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の規定に基づく一般廃棄物処理業の（ 許可 ・ 許可の更新 ）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

許可の区分	収集運搬 ・ 処分
本市における事務所又は事業場の所在地	
事業の範囲	
事業区域	宇部市全域
従業員数	
事業の用に供する施設（車両、設備等）の種類及び数量	
積替（保管）施設の有無	有 ・ 無
積替(保管)施設の所在地及び面積	1　（面積　　㎡）
	2　（面積　　㎡）
	3　（面積　　㎡）

要綱様式第１号（第５条、第８条、第９条関係）

欠格要件に関する申立書

年　　月　　日

宇 部 市 長　様

住　　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　　名　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

㊞

申請者は、以下のいずれにも該当しないことを申し立てます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第五項第四号イからルに規定する欠格要件

イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ　第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ　第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト　へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル　個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

氏　　名	役 職 名	住　　所

要綱様式第６号（第５条、第８条関係）

役　　員　　名　　簿

年　　月　　日

申請者名			
役 職 名	氏　　名	就任年月日	住　　所

要綱様式第７号（第５条、第８条、第９条、第１０条関係）

車　両　一　覧　表

年　　月　　日

申請者名				
No	車　　名	架装機種又は形状	登録番号	積載量
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

要綱様式第８号（第５条、第８条、第９条、第１０条関係）

車　両　写　真

申 請 者 名	
登 録 番 号	

正　　面

（Ｌ版サイズ、全体が確認できる鮮明なもの）

側　　面

（Ｌ版サイズ、全体が確認できる鮮明なもの）

※車両側面に以下の表示をした状態で写す。

・一般廃棄物収集運搬車（一辺５㎝以上）

・許可業者名（１辺３㎝以上）

・許可番号　（１辺３㎝以上）

要綱様式第９号（第５条、第８条関係）

契約先及び収集量等一覧表

申請者名	

No.	契約先名	契約先住所	廃棄物の種類								
			可燃物			不燃物			資源物		
			１回の収集量	収集回数（月）	１ヶ月の収集量	１回の収集量	収集回数（月）	１ヶ月の収集量	１回の収集量	収集回数（月）	１ヶ月の収集量
１											
２											
３											
４											
５											
６											
７											
８											
９											
１０											
１１											
１２											
１３											
１４											
１５											

要綱様式第１１号（第５条、第８条、第９条関係）

車 庫 位 置 及 び 周 辺 地 図

<table>
<tr><td>申　請　者　名</td><td></td><td>周 辺 地 図</td></tr>
<tr><td colspan="2">車庫位置写真
（Ｌ版サイズ、全体が確認できる鮮明なもの）</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>車庫位置住所</td><td></td></tr>
<tr><td>面　　積</td><td></td></tr>
</table>

要綱様式第１４号（第５条、第８条、第９条関係）

積替場所に関する写真

申　請　者　名		掲　示　板
積替場所全体 （Ｌ版サイズ、全体が確認できる鮮明なもの）		積替場所に係る掲示板の写真 （Ｌ版サイズ、記載事項が確認できる鮮明なもの）